新型コロナウイルス感染症防止に関する安全衛生協定(案)

労運研レポート 2020. 12 月号 「新型コロナ感染防止に関する安 全衛生協定(案)」・飯田勝泰より 転載

筆者はこれまで本レポートで 2 度わたり、職場における新型コロナ感染症と安全衛生対策について寄稿してきたが、今般、第二波の新型コロナ感染症の急速な拡大状況のなかで、これまでにもまして職場での感染防止対策の取組みの強化が求められていると考える。また緊急対応策として始めた在宅勤務、テレワークに関しても検証が必要と思われる。

これまで多くの労働組合は、困難な状況のなかで、新型コロナ感染症から労働者、家族、利用者のいのちと健康を守るための闘いや取組みをつづけてきた。これまでの成果や課題について、職場の新型コロナ感染症対策に関する安全衛生協定(案)としてまとめてみることにした。もとより業種、職種、事業場によって異なる事項があるのは当然だが、今後の感染症や新型コロナ感染症対策の取組みの材料になればと思う。

本協定案では、基本的事項として第一に、職場における新型コロナウイルス感染症の予防対策に取組む事業主責任の明確化、第二に、安全 衛生対策に関わる労働条件の労使協議による決定、第三に、感染リスクの高い業務への就労を労働者が拒否する権利を入れている。

加えて具体的な事項については、前述した厚労省作成のチェックリストの項目と ILO が提唱しているアクションチェックリストを参照した。

すべての項目を協定事項とする必要はないが、事業場の事情に応じて具体的事項の協定化に取組みたい。

特に配慮が必要な労働者への対応、陽性者等への差別的取り扱いや不利益の禁止、陽性者等が休業した場合の賃金保障についての労使協定、若しくは協定に類する規定を作成する必要があろう。本来は新型コロナ感染症に限らず、労働者が安心して病気療養に専念できるようためには特別休暇が必要であることも付け加えたい。

また職場でのクラスター発生を防止するには、陽性者に濃厚接触した者を特定し、PCR 検査を実施しなければならない。保健所等の指示に基づく行政検査の対象者だけでは、クラスターの発生を防げない事例がでていることから、職場において感染が疑われる労働者に対する PCR 検査の徹底が求められる。

さらに職場における新型コロナウイルス感染症は職業病であり、事業主は労働者死傷病報告書を作成し、労働基準監督署に提出すること。労災保険請求への協力を確認しておきたい。

本協定案はあくまで試案である。業種、職種、職場環境、業務内容に応じて、ま

た事業場の労使の力関係に応じて、実現可能な事項から協定化に取組みたい。 協 定締結が目的ではないのは言うまでもない。実行可能な感染症防止対策に取組む 中で、その成果や達成度を確認するために協定化をめざすことになろう。

なお「テレワーク」に関しては、厚生労働省において「これからのテレワークでの働き方に関する検討会」で検討が進められており、「在宅勤務、テレワーク」に関しては、別途、協定化が必要と思われる。

新型コロナウイルス感染症防止に関する安全衛生協定(案)

1. 目的

本協定は職場における新型コロナウイルス感染症(COVIT 19)による感染を防止し、労働者及びその家族の安全と健康を確保するため会社が遵守すべき事項を定めたものである。

2. 会社の基本方針

会社は職場における新型コロナウイルス感染症の感染予防と感染リスク低減対策について、労働者及びその家族の安全と健康を確保するために必要な措置を行う。

3. 新型コロナウイルス感染症に関する労働条件の決定

- (1)新型コロナウイルス感染症に関する労働条件の変更などについては、会社と 組合で協議決定する。
- (2) 労働者は感染リスクが高いと判断される業務に従事することを拒否することができる。
- (2) 労働者は感染リスクが高いと判断される業務に従事することを拒否することができる。

4. 感染予防のための体制

- (1) 会社は事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命する。
- (2) 会社は労使協議又は安全衛生委員会で決定された新型コロナ感染症拡大防止対策を迅速に実行する。迅速に実行する。

5. 感染防止のための基本的な対策

会社は感染防止のために必要な下記の措置をとる。会社は感染防止のために必要な下記の措置をとる。

- (1) 感染防止のための3つの基本、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手 指洗浄
- (2) 三つの密の回避(密集、密接、密閉)等の徹底。
- (3) 日常的な労働者の健康状態を確保する。
- ・出勤前の体温確認を周知徹底する。

- ・出社時当の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や臭覚の異常の有無等)を確認し、体調不良の訴えがあれば勤務はさせない。
- ・体調不良で休むことで不利益扱いしない。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集(国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学術等のホームページ本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学術等のホームページ等を通じて最新の情報を収集する。)等を通じて最新の情報を収集する。)
- (5) 感染防止に必要な消毒液、洗浄液等、またマスク、ゴーグル、エプロン、手袋等の個人用保護具を支給する。保護具を支給する。

6. 感染防止のための具体的な対策

会社は感染防止のために下記の具体的な措置をとる。

- (1) 換気の悪い密閉空間を改善する。
- (2) 多くの人が密集する場所を改善する。
- ・時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤の活用。
- ・テレビ会議、WEBWEB会議の活用。会議の活用。
- ・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮マスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・物品・機械等や治具・工具などについては、複数人での共用をでき限り回避する。
- ・共用する場合は使用前後で手洗いや手指消毒を徹底させる。
- ・労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等についてはこまめに消毒を 実施する。
- (4) 共用トイレの清掃等について
- ・不特定多数が接触する場所は清拭消毒を行う。
- (5) 休憩スペース等の利用
- ・休憩スペースは常時換気することに努める。
- ・テーブル、いす等を定期的に消毒する。
- ・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限する。昼休み等 の休憩時間に幅を持たせる。
- (6) ゴミの廃棄について
- ・鼻水、唾液がついたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して廃棄する。

7. 配慮が必要な労働者への対応等

会社は感染防止のために必要な下記の措置をとる。

(1) 高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申し出

及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(在宅勤務、テレワーク勤務、時差出勤等)を行う。

- (2) 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要になった場合、特別休暇(○○日)を付与する。
- (3) 在宅勤務、テレワークを行わせる場合には、労働者の同意による。また「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」等を参照し、別途、「在宅勤務、テレワーク」に関する労使協定に基づき行う。
- (4) 外国人労働者に対しては当該労働者が理解できる言語による周知を行う。

8. 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合の対応

会社は感染防止のために必要な下記の措置をとる。

- (1)陽性者等に対して、解雇その他不利益な取り扱い及び差別的な取扱いを行わない。
- (2)新型コロナウイルス

に関連したいじめ・嫌がらせ、ハラスメントの防止に取組む。

- (3) 陽性者等が出た場合の対応
- ・陽性であると判明した場合には、労働者は速やかに事業場の担当者に連絡する。
- ・陽性者と判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要求された場合は、労働者は速やかに事業場に連絡する。
- ・事業場内の部署(担当者)を全員に周知するとともに、プライバシー保護を徹底する。
- ・陽性者である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合には、すべての濃厚接触者に PCR 検査を実施し、クラスター発生の防止に努める。
- ・行政検査の対象とされなくても感染が疑われる労働者(非正規雇用労働者、派遣労働者、委託労働者を含む)に対しても PCR 検査を実施する。
- (4) 陽性者等が出た場合の措置
- ・陽性者は病気欠勤として取り扱うが、賃金は控除しない。また人事面での不利益を生じさせない。
- ・職場での濃厚接触者が休業する場合は、賃金は控除しない。
- (5) 感染症患者の復職について
- ・感染症患者が入院・宿泊療養・自宅療養を終えて復職する場合には、労働者に医療機関等からの証明は求めない。
- (6) 労働者死傷病報告書と労災保険
- ・感染症患者が業務に起因して発生したと判断される場合には、労働者死傷病報告書を作成し、労働基準監督署に提出する。業務上疾病として労働者の労災保険の請求に協力する。

く参考資料>

- ・厚生労働省「感染リスクが高まる『5つの場面』」
- ①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、
- ④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり
- ・厚生労働省労働基準局長の労使団体の長あて「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」(2020年8月7日)
- ・厚生労働省「職場における新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するためのチェックリスト」(2020年11月27日)
- ・厚生労働省「職場での感染症対策チェックリスト (10 ヵ国語)
- ・ILO 「職場での COVID 19 (新型コロナウイルス感染症)予防及びリスク低減アクションチェックリスト」
- ・一般社団法人日本渡航医学会、公益社団法人日本産業衛生学会「職域のための新型コロナ感染症対策 ガイド 第3版」(2020年8月11日)
- ・東京都労働相談情報センター「労働協約の手引き」(2019